

# 控 訴 状

当事者目録、原判決の表示、控訴の趣旨、控訴の理由は  
いずれも別紙のとおり

訴訟物の価格	算定不能	
貼用印紙額	金	19,500円
納付郵券		5,940円
政務調査費返還請求事件		

上記当事者間の京都地方裁判所平成19年(行ウ)第26号事件について、2008年9月25日、判決の言渡があり、同年同月27日、判決正本の送達を受けたが、全部不服であるから控訴する。

2008年 10月 日

控訴人

呉 羽 真 弓

大 阪 高 等 裁 判 所 御 中

## 当事者目録

〒619-0224

(送達場所) 京都府木津川市兜台2-2-1 高の原アーバンF305

控訴人(原告) 吳羽真弓

(T/F) 0774-72-9172

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

被控訴人(被告) 木津川市長 河井規子

## 原判決の表示

### 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

### 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。  
被控訴人木津川市長は、イレブンの会に対し金33万円、伸政会に対し金24万円、日本共産党木津川市議員団に対し金12万円、公明党に対し金6万円の返還を請求せよ。
- 2 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。

### 控訴の理由

原判決には、事実誤認の違法があり、取消を免れない。  
詳細は、追って準備書面において陳述する。

### 附属書類

控訴状副本

以 上